

## 「愛知県感染防止対策協力金（2/8～3/21 実施分）」について（Q & A）

### 1. 協力金の概要

1-1. 営業時間短縮要請の期間はいつですか。

→2月8日(月)から3月21日(日)までの42日間です。

このうち、2月8日(月)から2月28日(日)までの21日間が緊急事態措置、3月1日(月)から3月21日(日)までの21日間が嚴重警戒措置の期間となります。

1-2. 誰がこの協力金を受け取れますか。

→営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する事業者が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に交付されます。

1-3. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請に協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的な営業時間の短縮については交付対象外です。

1-4. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

1-5. 「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/31 実施分）」と今回の特例受付に伴う協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/26 実施分）」とまとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。なお、「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」の申請受付は、9月30日(木)に、「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/26 実施分）」の申請受付は、10月22日(金)にそれぞれ終了します。

1-6. 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、別々に申請する必要がありますか。

→郵送の場合は、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。なお、4/20～5/31 実施分の協力金については電子申請にて郵送分と分けて申請ができます。

1-7. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。

→申請期間は9月15日(水)から10月15日(金)(当日消印有効)までです。申請期限を過ぎた申請は、受け付けることができません。

**1-8. 申請書はどこで入手できますか。**

→県のウェブページからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手してください。「2/8～3/21 実施分」は桃色、「3/22～4/19 実施分」は水色、「4/20～5/31 実施分（営業時間短縮要請枠）」は紫色、「4/20～5/31 実施分（カラオケ設備利用自粛要請枠）」は茶色のリーフレットです。お間違いの無いようご注意ください。なお、協力金のリーフレットは、前回受付時のものから変更はありません。

**1-9. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。**

→新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送としています。

※4/20～5/31 実施分の協力金については、電子申請も利用できます。

**1-10. 業種別ガイドラインとは何ですか。**

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

**【飲食店関係のガイドラインの例】**

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

**1-11. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。**

→審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

## **2. 事業主体について**

**2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。**

→大企業も交付対象になります。

**2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。**

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 営業時間短縮要請期間の途中で店舗を閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において、営業時間短縮に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

### 3. 対象となる施設の種類と営業形態について

3-1. 営業時間短縮の要請を受けた施設とは何を指しますか。

→飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する「飲食店等」を指します。

3-2. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には営業時間短縮要請を行っていません。

3-3. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには営業時間短縮要請を行っていません。

### 4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前の営業時間が、午前9時から午後5時までの喫茶店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前5時から午後8時（3月1日以降は午後9時）までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

4-2. 営業時間短縮の要請期間である2月8日から3月21日までの期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中、2月18日と19日のみ営業時間を短縮できず、午前10時から午後10時まで営業しました。協力金はどのように交付されますか。

→2月18日、19日は交付対象日数に含めることはできません。2月8日から3月21

日の期間において、要請に応じた日数分を交付します。

4-4. 従前、午前 10 時から午後 8 時までの営業としていますが、2 月 28 日のみ臨時で午後 8 時を越えて営業を行う予定でした。この日を営業時間短縮した場合、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮要請期間中、臨時で午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）を越える営業を行う予定であった施設についても、午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）までに短縮すれば、その日は対象となります。

4-5. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合に対象となります。

4-6. 午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）までの営業とはどういう意味でしょうか。

ラストオーダーを午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）にすればよいですか。

→午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

なお、酒類の提供については、2 月 28 日までは、午後 7 時をラストオーダーとしていただき、3 月 1 日以降は、午後 9 時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

4-7. 従前、午後 8 時を過ぎて営業していた飲食店が、午後 8 時（3 月 1 日以降は午後 9 時）以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

## 5. 「安全・安心宣言施設」への登録と PR ステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PR ステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PR ステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PR ステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手した PR ステッカー・ポスターを掲示していただいて差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について (PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

**5-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。**

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

**5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。**

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

## **6. 交付金額（要請に応じた日数）の考え方について**

**6-1. 営業時間短縮要請期間の全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金の交付対象になりませんか。**

→営業時間短縮要請期間において、営業時間の短縮(休業含む)を行った日について、施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

**6-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、全ての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。**

→要請対象施設については、全面的に営業時間短縮要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

## **7. 他の協力金等の重複支給について**

**7-1. 1月12日から2月7日までの営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。**

→これまでの休業要請、営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、交付対象となります。

7-2. 国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-3. 国の一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）において、「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店」は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給を受けた事業者は、国の一時支援金の支給を受けることはできません。

7-4. 他の都道府県の協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-5. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのこと。

## 8. 申請書類について

8-1. 自らの法人番号が分からない場合は、どうすればいいですか。

→国税庁の「法人番号公表サイト」にて、法人名での検索が可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

8-2. 従業員数は法人全体の人数ですか。その施設のみ的人数ですか。

→法人全体の従業員数を記入してください。

8-3. 従業員数にはパート・アルバイトも含まれますか。

→パート、アルバイトの人数は除いてください。また、役員についても除いてください。従業員数が0人の場合は、「0」と記入してください。

8-4. 個人事業主の場合、申請書の申請者情報に記載する住所及び誓約書に記載する住所には、施設の住所と本人の住所のどちらを記載すればいいですか。

→どちらも本人の住所(本人確認書類と同じ住所)を記載してください。

8-5. 申請書の「営業許可書(証)の番号」欄には、何の番号を書けばよいですか。

→営業許可証の右上、あるいは中段に記載されている「許可番号」を記載してください。

8-6. 営業許可の有効期限(終期)の欄には何を記載すればよいですか。

→営業許可証に記載されている有効期限の終期をそのまま記載ください。

(「平成 35 年」等の改元前の記載も修正する必要はありません。)

8-7. 直近の確定申告書とは何年度のものでしょうか。

→令和 2 年分をご提出ください。

8-8. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え（写し）がない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、写しを提出してください。

8-9. 個人事業主の開業又は法人の設立後、申告時期が到来していないため、確定申告書を提出できない事業者は何の書類を提出すればよいですか。

→次の代替書類を両方提出してください。

①個人事業主の開業届または法人の法人設立届の控え

②営業実績のある直近 3 か月間の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）

8-10. 税務署に開業届は提出済みだが、紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、写しを提出してください。

8-11. 確定申告の申告時期未到来の個人事業主で、開業届を提出していない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署に開業届を提出した上で、申請書に添付してください。

8-12. 「飲食店営業許可書(証)」「喫茶店営業許可書(証)」の代わりに、別の営業許可書（風営法関係の営業許可書・届出書等）を提出してもよいですか。

→当協力金は、「飲食店営業許可書(証)」「喫茶店営業許可書(証)」をもって飲食店としての実態を確認することとしているため、これらの提出が必須となります。

8-13. 複数施設について協力金を申請する場合、何枚の営業許可書(証)を提出すべきですか。

→複数施設分を申請する場合は、申請する施設全ての営業許可書(証)を提出していただきます。

8-14. 要請期間の途中で営業許可を更新している場合は、更新前・更新後のいずれを提出すればよいですか。

→要請期間の途中で営業許可を更新している場合は、更新前・更新後の両方の営業許可書(証)を提出してください。

8-15. 「営業時間短縮の状況が分かる書類」として提出する「ホームページ画面の写しや貼紙やチラシの写真など」には、何が記載されていればよいですか。

→次の項目が確認できる資料を提出してください。

- ・元々の営業時間、及び変更後の営業時間
- ・営業時間短縮を行った期間（始期・終期）
- ・酒類の提供時間（酒類を提供する飲食店等の場合）

県ホームページにて記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin7-8.html>

なお、複数施設分を申請する場合は、申請する施設全ての営業時間を短縮したことがわかる書類をご提出ください。

#### 8-16. 本人確認書類の氏名や住所が、変更等により、申請者氏名・住所と一致しません。何か追加で提出すべきですか。（結婚等による改姓、外国籍の方の通名の使用、住所の変更など）

→本人確認書類の裏面に変更履歴が記載されていれば、裏面の写しも添付してください。

または、氏名や住所変更履歴の記載、本名と通名の併記のある住民票や戸籍謄本などを提出してください。

### 9. 提出書類の省略について

#### 9-1. 提出書類を省略できる場合はどんな場合ですか。

→次のいずれかに該当する事業者の方は、省略できる書類があります。

- ・以前に協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分）を申請している事業者の方で、その協力金の申請の際に提出した書類と記載内容が同一である場合
- ・以前に協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分）の支給を受けたことがある事業者の方

詳しくは、9-2 をご確認ください。

#### 9-2. 提出を省略できる書類は何ですか。

→省略できるのは次の書類です。

○以前に協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分）を申請している事業者の方で、その協力金の申請の際に提出した書類と記載内容が同一である場合は、次の書類を省略できます。

- ・営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】  
（飲食店営業許可書（証）または喫茶店営業許可書（証）の写し）
- ・本人確認書類  
（代表者の運転免許証、健康保険証またはマイナンバーカード（表面）の写し 等）
- ・振込先口座が分かる書類  
（申請書に記載した口座の通帳の写し）

ただし、このうち、直近の提出書類と内容が異なる書類は提出が必要です。

（例）申請対象施設が増えた場合：増えた施設にかかる営業許可書（証）の写しを提出してください。



○以前に協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分）の支給を受けたことがある事業者の方は、上記書類に加え、次の書類を省略できます。

- ・営業時間短縮（休業含む）の状況が分かる書類  
（休業・営業時間短縮を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真等）

## 10. Web申請書作成システム（2/8～3/21 実施分）について

### 10-1. Web上で申請ができますか。

→Web上では申請は完了しません。Web上で必要事項を入力し、申請書及び誓約書を印刷してください。印刷した申請書及び誓約書にその他必要な書類を添えて、郵送で申請していただく必要があります。

### 10-2. Web上で書類を作成したいのですが、どのような手続きをすれば良いですか。

→県の協力金申請受付に関するウェブページから、Web申請書作成用のHPにアクセスし、システム上で事前登録を行ってください。その後、登録されたメールアドレスにURLが届きますので、URLにアクセスしてマイページにログインしてください。

申請の流れについては、県のHPのフローチャートをご確認ください。また、申請は、印刷した申請書及び誓約書に必要な添付書類を添えて必ず郵送してください。

### 10-3. Web申請書作成システムのURLにアクセスし、メールアドレスを登録しましたが、返信メールが来ません。どうしたらよいですか。

→メールの着信拒否設定がなされているか、メールアドレスが正しく入力されていない可能性があります。お手数ですが、再度お手続きをお願いいたします。

### 10-4. Web申請書作成システムを使うメリットは何ですか。

→申請書の作成がWeb上でできることに加え、申請を行っていただいた後、マイページにて随時、進捗状況をご確認いただくことが可能です。

### 10-5. 申請書作成時に情報を入力する上で気をつける点がありますか。

→申請書作成時に、ブラウザの戻るボタンや更新ボタンをクリックすると入力内容が消え、最初から入力し直しとなりますのでご注意ください。画面最下部に一時保存ボタンがありますので、途中で入力を中断する場合はそちらをご活用ください。

### 10-6. 申請書作成時にエラーになりましたが、どうすれば良いですか。

→ご利用されているインターネット環境等により、不具合が生じる可能性があります。不具合が生じた際は、誠に恐れ入りますが、再度操作を行っていただくか、紙での申請をご検討ください。（推奨する Web ブラウザについてはこちらを御確認ください。  
[https://jp.cybozu.help/general/ja/user/list\\_start/webbrowser.html](https://jp.cybozu.help/general/ja/user/list_start/webbrowser.html)）

**10-7. 申請書作成後に申請内容を修正することは可能ですか。**

→申請書作成ページで申請内容を確定させた後は、申請内容を修正することはできません。申請書作成時に、内容をよくご確認ください、誤りのないように入力ください。

**10-8. 紙ですでに申請をしましたが、Web上で再度申請書作成を行って申請しても良いですか。**

→既に紙で申請されている場合は、Webにて再度申請書を作成・申請いただくことはできません。

**10-9. マイページの申請状況の進捗が「書類到着前」から変わりませんか。**

→多数の申請をいただいております、順次受付を行っております。申請書類を郵送されている場合は、もうしばらくお待ちください。

またWeb申請書作成システムへの申請内容登録だけでは、申請は完了していません。作成した申請書及び誓約書に必要な書類を添えて、郵送で申請をお願いします。

**10-10. 前回協力金(1/12~2/7実施分)で利用したマイページは再利用できますか。**

→本システムはWeb上で申請書作成をいただくシステムであり、協力金の制度毎に新規で登録いただく必要があります。ご利用の際は、再度メールアドレスをご登録いただき、マイページ作成を行った上で、申請書を作成してください。

なお、前回協力金のURLは、今後審査状況を確認する際に必要となりますので、必ず保存しておいてください。

**10-11. 前回協力金申請時のデータを引き継いで入力することはできますか。**

→本システムはWeb上で申請書作成を行えるシステムであり、協力金の制度毎に新規で登録いただく必要がございます。お手数ですが、再度始めから情報をご入力ください。

**10-12. 印刷した誓約書には、自署する必要がありますか。**

→Web申請書作成システムにて書類を作成された場合は、改めて自署いただく必要はありません。

**11. チャットボット及び申請サポート窓口について**

**11-1. これまでの協力金で用意されていたチャットボットや申請サポートサイト窓口は利用できますか。**

→特例申請ではチャットボットや申請サポートサイト窓口は用意しておりません。予め御了承ください。